【被保険者の皆さまへ】

被扶養者(家族)の状況に変更があった場合は手続きが必要です。

扶養からはずす手続きを忘れていませんか?

- ① 被扶養者(家族)が就職した方
- ② 扶養認定後、当初の年収見込額より収入が増えた方
- ③ 前回の検認調査(2024年2月)以降、被扶養者(家族)の状況が変わった方、収入が増えた方など

上記に該当される方は、事由発生日に遡って扶養削除が必要です。

各適用事業所の健保業務担当者を通して被扶養者(異動)届を提出してください。

- ※2024 年 9 月頃に 2024 年被扶養者資格確認調査(検認調査)を予定しておりますので、検認調査までに 手続きを完了してください。
- ※被扶養者の認定要件の詳細→ 当健保ホームページ
 - ・家族の加入について
 - ・家族を被扶養者にするには~扶養認定条件~
 - 家族を扶養からはずすとき





「家族の加入について」

「家族を扶養からはずすとき」

◆被扶養者(家族)の 扶養削除について

事実発生日(原則、扶養認定基準超過の事実日に遡って削除)、または事由発生日(就職等)をもって、 被扶養者の資格を失います。

資格喪失後に健康保険証の利用はできません。

資格喪失された場合は5日以内に健康保険証を適用事業所の健保業務担当者を通して、返却してください。